

インターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表



当社は、第62期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.olc.co.jp/>) に掲載することにより提供しております。

新株予約権等の状況

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等の状況
当社は地震リスクへの対応を企図した地震リスク対応型ファイナンスを発行しており、その内容は次のとおりです。

決議年月日	2019年2月25日
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	本新株予約権1個の行使につき金5,000万円をその時有効な行使価額で除して得られる最大整数
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 1
新株予約権の行使期間	自 2019年3月13日 至 2079年3月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

※ 当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。

(注) 1.

本新株予約権の行使に際して出資されるローン債権の当社普通株式1株当たりの価額は、当初12,210円といたします。ただし、2019年3月13日以降、行使価額は、次の各項に定める場合に応じ、それぞれ次に定める日の直前の取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に修正されます。なお、行使価額の下限等は、(注) 5.イ iii) のとおりであります。

- イ 「新株予約権の行使の条件」のロ i) : 当該事由が生じた日
- ロ 「新株予約権の行使の条件」のロ ii) : 当該事由が生じた日の15営業日後の日

2.

- イ 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格：(注) 1に準じた額
- ロ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i) 資本金の額：会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額
 - ii) 資本準備金の額：i)の資本金等増加限度額からi)に定める増加する資本金の額を減じた額

3.

- イ 本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ロ 前項にかかわらず、行使期間において、以下に定めるi)又はii)に掲げる事由が生じ、かつ、当社が本新株予約権の新株予約権者に対して行使制限を解除する旨を書面で通知した場合において、当該事由が生じた日から75営業日後の日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
 - i) 次のいずれかの事由
 - a) 当社又は割当先について、支払の停止又は破産手続開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立があったとき
 - b) 当社又は割当先が、解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき
 - c) 当社又は割当先が、事業を廃止したとき
 - d) 当社又は割当先が、手形交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき
 - e) 支配権等変更事由が発生したとき
 - f) 割当先が、ローンの原資調達のために締結しているローン契約（以下、投資家ローン契約）の債権者に対して有する預金債権その他の債権について仮差押え等が行われたとき
 - ii) 次のいずれかの事由
 - a) 組織再編事由が発生したとき
 - b) 当社が割当先に対する債務の全部又は一部の履行を遅滞したとき
 - c) 軽微な点を除き、ローン契約上に規定された表明及び保証の一つでも真実でないことが判明したとき
 - d) 上のb)及びc)並びに軽微な点を除き、当社のローン契約上の義務違反が発生し、かかる違反が5営業日以上にわたって解消しないとき
 - e) 当社が発行する社債について期限の利益を喪失したとき
 - f) 当社がローン契約に基づく債務以外の債務について期限の利益を喪失したとき、又は第三者が負担する債務に対して当社が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき
 - g) 割当先がその債務について期限の利益を喪失したとき、又は第三者が負担する債務に対して割当先が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき
 - h) 気象庁が公表する「地震・火山月報（防災編）」において、マグニチュード7.9以上かつその震央がローン契約で定められた地震対象地域に属する地震が発生したことが確認されたとき
 - i) 当社又は割当先について、特定調停の申立があったとき
 - j) 当社の発行する普通株式について、株式会社東京証券取引所により整理銘柄指定がなされたとき又は上場廃止となったとき
 - k) 割当先が、投資家ローン契約の債権者に対する債務の全部又は一部の履行を遅滞したとき、投資家ローン契約に基づき割当先が行う表明及び保証の一つでも真実でないことが判明したとき並びにその他割当先の投資家ローン契約上の義務違反が発生し、かかる違反が5営業日以上にわた

って解消しないとき

l) ローン契約第18条第9号の表明が真実でないことが判明し、又はローン契約第19条第2項第8号若しくは第9号に違反することにより、ローン契約上の取引を継続することが不適切であると認められるとき

m) 投資家ローン契約第20条第10号の表明が真実でないことが判明し、又は第21条第2項第10号若しくは第11号に違反することにより、投資家ローン契約上の取引を継続することが不適切であると認められるとき

ハ 本新株予約権者がその時々において行使できる本新株予約権の個数は、当該時点において自らが保有しているローン債権の額を5,000万円で除して得られる数を上限とする。

ニ 次の i) 及び ii) の要件の全てを満たした場合は、本新株予約権者は本新株予約権を全て行使することができなくなるものとし、この場合、本新株予約権は全て消滅するものとする。

i) ローン契約に基づく貸付人の貸付義務が全て消滅したこと

ii) ローン契約に基づく貸付の実行がなされなかったこと、又は貸付の実行がなされた場合において、ローン債権の全てが弁済その他により消滅したこと

4.

当社が組織再編行為により消滅又は他の会社の完全子会社となる等の場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、再編対象会社の新株予約権を交付します。

5.

イ 当該ローンは、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

i) 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が下落した場合には、交付される株式数が増加することがあります。

ii) 行使価額の修正の基準及び修正の頻度

行使価額は、株式会社東京証券取引所における以下の日の直前の取引日の終値に修正されます。

「新株予約権の行使の条件」のロ i) : 当該事由が生じた日

「新株予約権の行使の条件」のロ ii) : 当該事由が生じた日の15営業日後の日

iii) 行使価額の下限等

本新株予約権の下限行使価額は、3,375円です。ただし、当社普通株式の株式分割等が行われる場合等により、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式により下限行使価額を調整します。

$$\text{調整後 下限行使価額} = \text{調整前 下限行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

iv) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項は設けられておりません。

v) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、ローン債権の全部又は一部です。

vi) 当社は2024年3月13日以降、当社の選択により、本新株予約権と実質的に一体であるローン債権の全部又は一部につき期限前弁済を行うことが可能です。

- ロ 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容
- 当社は、割当先との間で、本新株予約権の割当契約において、以下の合意を行っています。
- 本新株予約権を行使しようとする日を含む暦月において、当該行使により取得することとなる当社普通株式数が割当日における当社の普通株式数の10%を超えることとなる場合には、次に掲げる場合を除き、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うことができません。
- i) 当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等が行われることが公表されたときから、なされたとき又はなされないことが公表されたときまでの間
 - ii) 当社に対して公開買付けの公告がなされたときから、当該公開買付けが終了したとき又は中止されることが公表されたときまでの間
 - iii) 株式会社東京証券取引所において当社の普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に指定されたときから当該指定が解除されるまでの間
 - iv) 本新株予約権の行使価額が2019年2月25日の株式会社東京証券取引所の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合
 - v) 新株予約権等の行使期間の最終2ヶ月間
- ハ 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取り決めはありません。
- ニ 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取り決めはありません。

業務の適正を確保するための体制

【業務の適正を確保するための体制】

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」についての決定内容の概要は、以下のとおりです。当社は、当該体制に基づき、内部統制システムを構築し運用しております。

1. 当社の取締役および使用人ならびにその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、オリエンタルランドグループ（以下、「OLCグループ」という。）役職員の倫理・法令遵守に関する規範を示した「OLCグループ・コンプライアンス行動規範」を以下のとおり制定する。

OLCグループ役職員は、高い倫理観のもと、法令や社会的規範を遵守し、

 - ① 安全を何よりも優先します。
 - ② 人権を尊重し、差別やハラスメントを防止します。
 - ③ 公正、透明な取引を行います。
 - ④ 個人情報を含む秘密情報を厳格に管理します。
 - ⑤ 反社会的な勢力に対しては毅然とした対応を行います。また、コンプライアンス上の行動規準として「ビジネスガイドライン」を制定する。
 - (2) 当社は、OLCグループ各社に適用する「OLCグループ・コンプライアンス体制管理規程」を制定する。
 - (3) 当社は、OLCグループの経営の適法性確保およびコンプライアンス精神の徹底を図るための組織として当社社長が指名する者を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - (4) コンプライアンス委員会は、OLCグループ役職員の不正行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときは、必要な調査を行ったうえ、当社経営層または経営会議、監査役会ならびにOLCグループ各社の経営層に対してこれを報告する。
 - (5) コンプライアンス委員会は、OLCグループ役職員に対しコンプライアンスに関する教育活動を推進する。
 - (6) コンプライアンス委員会は、OLCグループ各社常勤役員から選任されるコンプライアンス推進責任者により構成される「コンプライアンス情報連絡会」を設置し、OLCグループとして全体最適に考慮したコンプライアンス体制を構築する。
 - (7) 当社は、当社監査役の監査にあたっての基準および行動指針を定める「監査役監査基準」を制定し、監査役は当社取締役または執行役員の法令定款違反行為を発見したときは取締役会に報告する。
 - (8) 当社は、執行部門から独立した内部監査部門として監査部を置く。
 - (9) 当社は、公益通報者保護法に対応する「従業員相談室運用規程」を制定し、社内外に内部通報窓口を設置する。
 - (10) コンプライアンスに関する社内教育・啓発活動およびコンプライアンス遵守状況のモニターを体系的・継続的に実施する。

2. 当社およびその子会社からなるOLCグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、OLCグループのリスク管理の基本的な事項を定めた「OLCグループリスク管理規程」を制定する。
 - (2) 当社は、OLCグループが保有するリスクを抽出して分析・評価・優先順位付けし、これに基づき個別リスクの予防策・対応策を策定するリスクマネジメントサイクルを設定し、運用する。
 - (3) リスクマネジメントサイクルを統括する組織として、当社に社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。
 - (4) リスクマネジメント委員会に特定の分野について定めた分科会を設置し、専門的観点から予防策・対応策を立案し、実行する。
 - (5) リスクが現実化した場合の対応組織として、「ECC (Emergency Control Center)」を設置する。
 - (6) OLCグループ各社において緊急時のリスクを認識した場合には、ECCへの速やかな状況報告を義務づける。
3. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社取締役の職務の執行に係る情報は法令および「OLCグループ情報セキュリティポリシー」「文書規程」等の社内規定に従い適切に保存および管理を行う。
 - (2) 情報の管理を統括する組織として、リスクマネジメント委員会に「情報セキュリティ管理分科会」を設置する。
4. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、業務を効率的に遂行するため、各部門の業務分掌および会社の職位制度を「組織規則」に定めるとともに、各職位の職務権限および指揮命令系統を「職務権限規程」に定める。
 - (2) 当社は、意思決定の迅速化を図るため、取締役会決議事項を除く会社の経営に関する重要事項について決議または報告する機関として「経営会議」を設置する。
 - (3) 当社は、OLCグループ各事業・各組織の監督責任・執行責任を明確化し、取締役の役割を「監督」主体とすることで経営の監督機能を強化するとともに、執行役員への権限委譲を促進することで意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用する。
5. OLCグループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 上記1から4に関する体制については、各委員会のメンバーに当社子会社を加える、各規程は当社子会社にも準用する、など原則として当社子会社も含めた体制とする。
 - (2) 当社は、当社子会社に対する管理を適正に行うため「関係会社管理規程」を制定する。
 - (3) 当社は、当社が策定したOLCグループの経営計画等を当社子会社へ周知徹底し、当社子会社管理について当社における監督の体制と役割を明確にし、当社子会社を指導・育成する。
 - (4) 当社は、当社子会社の経営についてその自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、当社子会社における重要な意思決定事項について当社の承認を要するなど、当社子会社に対する当社の経営管理体制を整備する。

6. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 当社は、当社監査役の職務を補助するため、専任のスタッフを必要な員数配置する。
 - (2) 当該スタッフの人事評価は当社常勤監査役が行い、人事異動については当該常勤監査役の同意を要する。

7. 当社監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社の監査役専任のスタッフは、監査役補助業務の専従とし、当社取締役およびその他の業務執行組織の指揮命令を受けず、当社監査役の指揮命令にのみ従う。
 - (2) 当該スタッフは、当社監査役の指示の下、当社監査役に同行して監査業務の場に参加する。
 - (3) 当社は、当該スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

8. 当社取締役および使用人ならびにその子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社取締役および執行役員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、その他経営に重大な影響を及ぼす事実が発生したときは、ただちに当社監査役にこれを報告する。また、当社子会社に関する報告すべき事項等は、当社の子会社監督責任部署等を通じ、当社監査役へ報告する。なお、緊急を要する場合は、O L Cグループ役職員が直接当社監査役に報告する。
 - (2) 当社役職員が当社監査役に報告すべき事項、時期、方法等を定めた「監査役報告規程」を制定し、監査に必要、かつ、適切な情報を適時に報告する。
 - (3) O L Cグループ役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は情報の開示に応じる。また、当社監査役は、子会社の監査役と積極的に意思疎通および情報交換を図る。
 - (4) O L Cグループ役職員が利用できる内部通報窓口の対応記録等は、当社常勤監査役に適宜報告を行うとともに、経営会議に定期的な総括報告を行う。
 - (5) 当社は、内部通報窓口へ通報を行った者に対し、当該通報等を理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「従業員相談室運用規程」に規定する。
 - (6) 当社は、当社監査役へ報告を行った者に対し、当該報告等を理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「監査役報告規程」に規定する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社取締役は、当社監査役による監査に協力し、当社監査役職務の執行について生ずる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置する。
 - (2) 当社監査役が職務の執行のために緊急または臨時に支出した費用については、当社に償還請求することができる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社監査役、当社の会計監査人および、当社内部監査部門は緊密な関係を保ち、効率的な監査を実施する。
- (2) 当社常勤監査役は、当社取締役会のほか経営会議その他の重要な会議または委員会に出席して意見を述べることができる。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告に係る内部統制の構築および評価の責任者は社長とし、構築は総務部が総括責任を負い、評価は監査部が実施する。また、財務報告に係る内部統制全体を推進する会議体として、「内部統制推進会議」を設置する。
- (2) 監査部は、財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が発見された場合、すみやかに社長ならびに取締役会および監査役会に報告する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「業務の適正性を確保するための体制」に則った体制を整備し適切に運用を行っております。当期の運用における主な取り組みは以下のとおりです。

1. 当社の取締役および使用人ならびにその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・全OLCグループ役職員に対し、コンプライアンス上の行動規準をまとめた「ビジネスガイドライン」を配布し、あらゆる法令を含めた企業倫理の遵守に関する啓発に努めています。
 - ・総務部の担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会が主導し、「OLCグループ・コンプライアンス体制管理規程」をはじめとした関連規程の整備、内部通報・相談窓口の設置・運用等を継続的に実施しております。
 - ・コンプライアンスに関する従業員教育として、2021年度においてはOLCグループ全従業員に向けてEラーニングや掲示板等による情報提供や理解度チェックを実施し、知識と意識の共有を図っております。
 - ・OLCグループにおける内部通報窓口としてOLCおよびOLCグループ各社に従業員相談室を設置しているほか、社外にも顧問弁護士法律事務所内に相談窓口を設置しております。また、取引先との関係におけるOLCグループおよびOLCグループ役職員のコンプライアンス違反およびその疑いを発見する手段として、取引先を対象とした専用相談窓口を設置しています。
 - ・当社内部監査部門は、業務の有効性や効率性等につき、各部門および当社子会社を監査し、必要に応じ改善提言を行っております。

2. 当社およびその子会社からなるOLCグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスクマネジメント委員会では、OLCグループが保有するリスクの抽出・分析・評価から予防策・対応策の策定に至るリスクマネジメントサイクルを設定し、継続的に運用しております。
 - ・ 大規模な事故や災害など、OLCグループにおける事業遂行上のリスクが顕在化した場合には都度、ECCを開設し事態の収拾にあたっております。
3. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 原則四半期ごとに、情報セキュリティ管理分科会を開催し、OLCグループの情報セキュリティ管理レベルの向上を推進しております。
 - ・ 情報セキュリティに関する意識浸透を図るため、社内報等による啓発活動を行っております。
4. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当期においては、取締役会を原則月1回開催したほか、経営会議を原則月2回、定期的に開催しております。「職務権限規程」にて定められた取締役会決議事項を除く重要事項を経営会議に権限委譲することで、意思決定の迅速化に努めております。
5. OLCグループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社子会社が当社に対し事前の承認を求める、または報告すべき事項を定めた「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社子会社の重要事項において事前に当社で審議し、また、当社子会社から当社に対し経営上の重要事項を報告させております。
6. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 当社は監査役の監査機能強化を図るために、取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任の使用人2名が監査役スタッフとして監査役の業務を補助しております。
 - ・ 当該監査役スタッフの人事評価は当社常勤監査役と直接面談を行うことで実施しており、人事異動についても常勤監査役の同意を得ております。
7. 当社監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 前項の監査役スタッフは業務執行から独立しており、当社監査役の指揮命令のみに従っております。また、監査役からの指示があるときは同行して監査業務の補助を行っております。
8. 当社取締役および使用人ならびにその子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 当期は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見、その他経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した事実はございませんが、「監査役報告規程」において当該有事の場合、当社役職員が当社監査役に報告する旨を定め運用しております。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当期において、当社監査役が監査計画に従った監査を実施するにあたってあらかじめ予算を措置しており、監査の実効性を担保しております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と会計監査人とは、期初の段階で会計監査人の監査計画の説明を受け、四半期ごとに監査状況の報告を受けるとともに、会計上の論点につき課題の共有をしております。内部監査部門とは、事前に内部監査計画を確認し、定期および随時に内部監査結果の報告を受けるなど、連携しつつ監査を実施しております。

また、三者間で情報共有、意見交換するなど、緊密な連携を保ち監査役監査の実効性を高めております。

- ・監査役は、重要な会議に出席して、審議・決議状況および意思決定プロセスを確認し、必要に応じて説明を求め、提言等を行っております。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社財務報告に係る内部統制の評価結果は、内部統制推進会議にて内部監査部門から共有が行われており、その結果は経営会議において報告されております。
- ・O L Cグループの財務報告の信頼性を確保するための管理体制、手順等を定めたガイドラインに則り、財務報告に係る内部統制の構築および評価を行っております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定め、敵対的買収への基本的な考え方を明確にすることを目的として、以下のとおり「会社の支配に関する基本方針」を定める。

1. 基本方針の内容

OLCグループは、「自由でみずみずしい発想を原動力に すばらしい夢と感動 ひととしての喜びそしてやすらぎを提供する」という企業使命のもと、あらゆるステークホルダーから信頼と共感を集め、その成果であるキャッシュ・フローの最大化を達成することで、長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

OLCグループのコア事業である東京ディズニーリゾートにおいては、東京ベイエリアの中心的な役割を担うだけでなく、親しみある空間を提供することでより多くのゲストをお迎えして最高のハピネスを分かち合うと同時に、高水準なフリー・キャッシュ・フローを創出し続けることを目指してまいります。とりわけ、テーマパーク事業においては、ゲストの皆様にご満足していただくために必要な要員や資金を投入し、高いレベルのサービスを提供し続けること、そのための従業員教育に投資を惜しまないこと、安全や清潔さ、魅力的なデザインなど施設のクオリティを決して落とさないこと、そして、新たなアトラクションを適時に導入することをはじめとして継続的かつ資産効率を加味した設備投資を行っていくことが必要不可欠であると考え、これらの施策を実行してまいります。

さらに、長期的な視点で、新たな成長に向けた事業の研究開発を進めてまいります。

このように、当社の経営方針は、換言すれば長期的に成長し続けることを目指すものであり、決して短期の利益のみを追求することではありません。当社は、これらの施策を継続的に実行していくことによってはじめて企業価値を高めていくことができるものと確信しております。

当社は、経営の支配権が移動することによる経営の革新や活性化を一概に否定するものではありません。また、さらなる企業価値・株主共同の利益の向上を実現することが可能な買収を阻止する考えもありませんが、買収には企業価値を毀損する場合もあるため、当社の経営が他者によって支配されることに対しては、取締役会としても極めて慎重に判断しなければならないと考えています。なぜなら、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるためには、上記のような取り組みが不可欠であると確信しているからであります。

以上の観点から、当社は、当社の企業価値を毀損するおそれのある者（上記のような経営方針によらない経営をしようとする者も含みます）は、当社の財務や事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考え、これに該当するような者に対し最も適切と判断する措置を行います。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みは行っておりません。1に記載の基本方針の実現に資する取り組みとして、持続可能な社会への貢献と長期持続的な成長に向け、当社グループの提供価値である「ハピネス」を持続的に創造していくために、2030年に目指す姿を掲げ、その実現に向けた中長期の取り組み方針や経営計画を策定しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって、具体的な脅威が生じているものではありません。また、当社として現時点では、そのような買付者が出現した場合の具体的な施策（いわゆる敵対的買収防衛策）を予め定めるものではなく、当社の財務および事業の方針の決定が不適切な者によって支配されることを防止するための取り組みは行っておりませんが、当該方針の決定を支配する者としてふさわしくないと認められる者が現れた場合、当社取締役会は、ただちに、対抗措置を実行することを予定しております。

以上

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	63,201	112,001	678,792	△108,771	745,223
会計方針の変更による累積的影響額			226		226
会計方針の変更を反映した当期首残高	63,201	112,001	679,018	△108,771	745,449
当期変動額					
剰余金の配当			△8,519		△8,519
親会社株主に帰属する当期純利益			8,067		8,067
自己株式の取得				△6,772	△6,772
自己株式の処分		3,004		2,285	5,290
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	3,004	△452	△4,486	△1,934
当期末残高	63,201	115,005	678,566	△113,257	743,515

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	12,449	137	2,137	14,724	759,948
会計方針の変更による累積的影響額					226
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,449	137	2,137	14,724	760,174
当期変動額					
剰余金の配当					△8,519
親会社株主に帰属する当期純利益					8,067
自己株式の取得					△6,772
自己株式の処分					5,290
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,707	34	△251	△1,923	△1,923
当期変動額合計	△1,707	34	△251	△1,923	△3,857
当期末残高	10,741	172	1,886	12,801	756,317

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 … 15社
- ②主要な連結子会社の名称 … ㈱ミリアルリゾートホテルズ、㈱イクスピアリ、㈱舞浜リゾートライン

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の関連会社数 … 5社
- ②主要な会社等の名称 … 東京ベイシティ交通㈱
- ③持分法適用会社のうち、3社の決算日が連結決算日と異なっております。そのうち、2社の決算日は12月31日であり、3月31日にて仮決算を行っております。仮決算を行わない会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ … 時価法

ハ. 棚卸資産 … 主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）…主に定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産 … 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用 … 均等償却

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社グループでは、テーマパーク事業において、顧客に対して、テーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供及び商品、飲食の販売をしております。また、ホテル事業においては、顧客に対して、ホテル宿泊サービス等の提供をしております。なお、当社グループにおける上記記載の主要な収益における約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

テーマパーク事業におけるテーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供及び商品、飲食の取引価格の算定や、ホテル事業におけるホテル宿泊サービス等の取引価格の算定は、顧客への販売価格により算定しております。

テーマパーク事業におけるテーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供については、テーマパークにおける顧客の利用により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、テーマパーク利用時点で収益を認識しております。また、商品、飲食の販売については、顧客への引き渡しにより、顧客に当該財に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客への引き渡し時点等で収益を認識しております。ホテル事業におけるホテル宿泊サービス等の提供については、ホテル客室における顧客の利用等により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、客室利用時点等で収益を認識しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しており、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

通貨関連 … 為替予約取引

ヘッジ対象

通貨関連 … 外貨建取引

ハ. ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、為替変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を判定しております。また、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定されるものは、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

⑥退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産に計上しております）。

ロ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ハ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の会計処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として16年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑦重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この変更が連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

この変更が連結計算書類に与える影響はございません。

また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

当社は従来、主に東京ディズニーランドの有形固定資産の減価償却方法について、定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していましたが、当連結会計年度より定額法へ変更しております。

当社を取り巻く事業環境は、少子高齢化などの人口構造の変化に加え、目下新型コロナウイルス感染症の影響などにより大きく変化しております。そうしたなか、2020年度から2021年度にかけて開業以来最大規模の投資である東京ディズニーランドの大規模開発エリアのオープンを契機に施設の集客効果等を検討いたしました。その結果、定額法を採用している東京ディズニーシーと同様に長期安定的に稼働し、収益に貢献すると見込まれたことから、減価償却方法を統一することで、より適切に連結計算書類に実態を反映できるものと判断したことによるものであります。

この変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益は6,038百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は6,086百万円それぞれ増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「保険解約返戻金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「割増退職金」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「雑支出」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

当社グループの連結計算書類は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。新型コロナウイルス感染症の影響は、現在においても継続しており、当社グループの事業活動にも大きな影響を及ぼしております。当社グループは、連結計算書類の作成にあたって様々な会計上の見積りを行っておりますが、この連結計算書類の作成にあたり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。なお、以下の記載は現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには極めて高い不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 16,580百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができると思われる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しております。将来の課税所得の見積りは、当社及び一部の連結子会社の事業計画を基礎としており、事業計画には新型コロナウイルス感染症の収束時期とそれに伴う将来の入園者数等を主要な仮定として織り込んでおります。なお、新型コロナウイルス感染症は、翌連結会計年度の一定期間にわたり当該影響が継続すると見積っております。その結果、繰延税金資産の回収可能性について見直しを行い、繰延税金資産の一部を取り崩しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

今後、実際の市場状況及び新型コロナウイルス感染症の収束時期並びにそれに伴う入園者数等が当社グループの経営者による見積りより悪化した場合、追加の取り崩しが発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(担保に供している資産)

現金及び預金	274百万円
売掛金	1,322百万円
流動資産「その他」	7百万円
投資その他の資産「その他」	57百万円
合計	1,661百万円

(上記に対応する債務)

1年内返済予定の長期借入金	126百万円
長期借入金	974百万円
合計	1,100百万円

上記のほか、連結上内部消去されている「売掛金」1百万円、流動資産「その他」0百万円を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 820,993百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 雇用調整助成金

当社グループは、新型コロナウイルス感染症流行の影響に伴い支給した休業手当等について雇用調整助成金の特例措置の適用を受けております。これに伴い、雇用調整助成金の既受給額及び受給見込額を、売上原価から8,087百万円、販売費及び一般管理費から203百万円控除しております。

(2) 助成金収入

新型コロナウイルス感染症に伴う各自治体からの営業時間短縮等に係る協力金の収入であります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	363,690	—	—	363,690

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	36,226	347	419	36,154

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加347千株は、従業員持株会型E S O P新制度導入によるものです。また、普通株式の自己株式の株式数の減少419千株は、従業員持株会型E S O P新制度導入による減少176千株、従業員持株会型E S O P旧制度終了による減少164千株、従業員持株会型E S O Pの信託口から従業員持株会への処分による減少76千株、取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少2千株であります。

なお、従業員持株会型E S O Pの信託口が所有する当社株式については、自己株式として認識しております(当連結会計年度期首225千株、当連結会計年度末332千株)。

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

イ. 2021年6月29日開催の第61期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	4,259百万円
・1株当たり配当額	13.00円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月30日

配当金の総額には、従業員持株会型E S O Pの信託口に対する配当金2百万円が含まれております。

ロ. 2021年10月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	4,259百万円
・1株当たり配当額	13.00円
・基準日	2021年9月30日
・効力発生日	2021年11月30日

配当金の総額には、従業員持株会型E S O Pの信託口に対する配当金2百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年6月29日開催予定の第62期定時株主総会において、次のとおり提案を予定しております。

普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	4,918百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	15.00円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月30日

配当金の総額には、従業員持株会型E S O Pの信託口に対する配当金4百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 6,380千株

(注) 1. 目的となる株式の数は、ローン1,500億円の借入を実行し、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載したものです。

2. 新株予約権は、一定の条件に該当した場合にローンの債権者により権利行使される可能性があります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等からの借入や社債発行にて調達しております。一時的な余資は、預金等の流動性の高い金融資産に限定して運用を行っております。

デリバティブ取引は、実需に伴う取引の範囲に限定し、売買益を目的とするような投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売掛債権管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。なお営業債権は、短期間で決済されております。

有価証券及び投資有価証券の主な内容である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引を利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(3) 会計方針に関する事項⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
有価証券及び投資有価証券(※3)	76,286	76,286	—
資産計	76,286	76,286	—
(1) 社債	230,000	229,118	△881
(2) 長期借入金	12,647	12,715	67
負債計	242,648	241,834	△814
デリバティブ取引(※4)	248	248	—

(※1) 「現金」については、現金であること、及び「預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は387百万円であります。

(※3) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	4,658

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	41,288	—	—	41,288
社債	—	30,997	—	30,997
デリバティブ取引				
通貨関連	—	248	—	248

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は3,999百万円であります。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	229,118	—	229,118
長期借入金	—	12,715	—	12,715

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。その一方で、社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,309.12円

(2) 1株当たり当期純利益 24.63円

(注) 従業員持株会型E S O Pの信託口が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度332千株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度241千株)。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：百万円)

	売上区分			合計
	テーマパーク事業	ホテル事業	その他事業 (注)	
売上高				
アトラクション・ショー収入	107,338	—	—	107,338
商品販売収入	67,408	—	—	67,408
飲食販売収入	39,165	—	—	39,165
その他の収入	4,652	—	—	4,652
ホテル	—	47,437	—	47,437
その他	—	—	9,726	9,726
外部顧客への売上高	218,564	47,437	9,726	275,728

(注) 「その他事業」は、イクスピアリ事業、モノレール事業、グループ内従業員食堂運営事業等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「(3) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	13,435百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	15,375百万円
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	205百万円
契約負債(期首残高)	25,222百万円
契約負債(期末残高)	24,830百万円

契約資産は、主に、その他事業における建設会社から受注した工事契約について、期末時点で完了しておりますが未請求の工事に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、契約に従い、主に工事完成時に請求し、請求の翌月末に受領しております。

契約負債は、主に、テーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値提供時点で収益を認識する顧客とのサービスについて、パークチケット引き渡しにより顧客から受け取った概ね1年以内の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、14,997百万円であります。また、当連結会計年度における契約資産及び契約負債の残高において重要な変動はございません。

11. その他の注記

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当社グループの主力事業であるテーマパークは、「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に沿った対策を講じており、入園者数を制限して運営しております。また、レジャーに対する消費マインドの動向等、外部環境の状況によっては、需要の回復に期間を要する可能性があります。これらのことから、翌連結会計年度の業績にも重要な影響が見込まれます。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	63,201	111,403	597	112,001	1,142	155,200	480,100	636,442	△108,771	702,873
当期変動額										
剰余金の配当							△8,519	△8,519		△8,519
当期純利益							9,945	9,945		9,945
自己株式の取得									△6,772	△6,772
自己株式の処分			3,004	3,004					2,285	5,290
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	3,004	3,004	—	—	1,425	1,425	△4,486	△56
当期末残高	63,201	111,403	3,602	115,005	1,142	155,200	481,526	637,868	△113,257	702,817

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	12,386	137	12,524	715,398
当期変動額				
剰余金の配当				△8,519
当期純利益				9,945
自己株式の取得				△6,772
自己株式の処分				5,290
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,673	34	△1,638	△1,638
当期変動額合計	△1,673	34	△1,638	△1,694
当期末残高	10,713	172	10,886	713,703

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
- (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ … 時価法
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産 … 主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）…定額法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ②無形固定資産 … 定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ④長期前払費用 … 均等償却
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (7) 収益及び費用の計上基準
当社では、テーマパーク事業において、顧客に対して、テーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供及び商品、飲食の販売をしております。なお、当社における上記記載の主要な収益における約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。
テーマパーク事業におけるテーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供及び商品、飲食の取引価格の算定は、顧客への販売価格により算定しております。
テーマパーク事業におけるテーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供については、テーマパークにおける顧客の利用により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、テーマパーク利用時点で収益を認識しております。また、商品、飲食の販売については、顧客への引き渡しにより、顧客に当該財に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客への引き渡し時点等で収益を認識しております。
- (8) ヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しており、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
通貨関連 … 為替予約取引
ヘッジ対象
通貨関連 … 外貨建取引
 - ③ヘッジ方針
リスク管理方針に基づき、為替変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を判定しております。また、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定されるものは、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この変更が計算書類及び1株当たり情報に与える影響はございません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

この変更が計算書類に与える影響はございません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は従来、主に東京ディズニーランドの有形固定資産の減価償却方法について、定率法(ただし、1998年4月1日以降取得した建物並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しておりましたが、当事業年度より定額法へ変更しております。

当社を取り巻く事業環境は、少子高齢化などの人口構造の変化に加え、目下新型コロナウイルス感染症の影響などにより大きく変化しております。そうしたなか、2020年度から2021年度にかけて開業以来最大規模の投資である東京ディズニーランドの大規模開発エリアのオープンを契機に施設の集客効果等を検討いたしました。その結果、定額法を採用している東京ディズニーシーと同様に長期安定的に稼働し、収益に貢献すると見込まれたことから、減価償却方法を統一することで、より適切に計算書類に実態を反映できるものと判断したことによるものであります。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益は6,038百万円、経常利益及び税引前当期純利益は6,086百万円それぞれ増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

前事業年度において、「営業外費用」の「雑支出」に含めていた「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「割増退職金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「雑支出」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

当社の計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。新型コロナウイルス感染症の影響は、現在においても継続しており、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしています。当社は、計算書類の作成にあたって様々な会計上の見積りを行っておりますが、この計算書類の作成にあたり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。なお、以下の記載は現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには極めて高い不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 14,314百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 763,188百万円
- (2) 保証債務等
 関係会社の取引先への仕入債務等に対し、債務保証を行っております。
 株式会社ミリアルリゾートホテルズ 476百万円
 株式会社ブライトンコーポレーション 49百万円
 計 526百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権・債務(区分表示したものを除く)
 ①短期金銭債権 1,900百万円
 ②長期金銭債権 4百万円
 ③短期金銭債務 23,684百万円
 ④長期金銭債務 22百万円

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
 ①売上高 13,180百万円
 ②仕入高 14,040百万円
 ③営業取引以外の取引高 1,573百万円
- (2) 雇用調整助成金
 当社は、新型コロナウイルス感染症流行の影響に伴い支給した休業手当等について雇用調整助成金の特例措置の適用を受けております。これに伴い、雇用調整助成金の既受給額及び受給見込額を売上原価から7,767百万円、一般管理費から33百万円控除しております。
- (3) 助成金収入
 新型コロナウイルス感染症に伴う各自治体からの営業時間短縮等に係る協力金の収入であります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	36,226	347	419	36,154

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加347千株は、従業員持株会型E S O P新制度導入によるものです。また、普通株式の自己株式の株式数の減少419千株は、従業員持株会型E S O P新制度導入による減少176千株、従業員持株会型E S O P旧制度終了による減少164千株、従業員持株会型E S O Pの信託口から従業員持株会への処分による減少76千株、取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少2千株であります。

なお、従業員持株会型E S O Pの信託口が所有する当社株式については、自己株式として認識しております(当事業年度期首225千株、当事業年度末332千株)。

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引の金額が僅少であるため、記載を省略しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	18,000百万円
未払賞与否認	1,451百万円
減損損失否認	787百万円
未払事業税否認	317百万円
投資有価証券評価損否認	204百万円
その他	1,310百万円
繰延税金資産小計	22,071百万円
評価性引当額	△1,232百万円
繰延税金資産合計	20,838百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,655百万円
その他	△1,868百万円
繰延税金負債合計	△6,523百万円
繰延税金資産の純額	14,314百万円

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,179.01円
(2) 1株当たり当期純利益 30.37円

(注) 従業員持株会型E S O Pの信託口が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度332千株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度241千株)。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(7)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. その他の注記

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当社の主力事業であるテーマパークは、「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に沿った対策を講じており、入園者数を制限して運営しております。また、レジャーに対する消費マインドの動向等、外部環境の状況によっては、需要の回復に期間を要する可能性があります。これらのことから、翌事業年度の業績にも重要な影響が見込まれます。